

第8次雄武町障がい者計画

- ❖ 第8次障がい者基本計画
- ❖ 第7期障がい福祉計画
- ❖ 第3期障がい児福祉計画

令和6年3月
雄武町

1 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

国においては、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあい、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らすことができる「共生社会」の実現に向けた取組を推進しています。

このため、本町では、「障がい者基本計画」を策定し、基本理念に「ともに支えあい、自立と社会参加を実現するふるさとづくり」を掲げ、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための様々な施策を展開しているところです。

また、こうした施策のうち、主要な公的サービスは、障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、障がい福祉サービス（自立支援給付・地域生活支援事業）、障がい児福祉サービスと位置づけられていることから、各種サービスを提供しています。

そこで、これまでの施策の成果と課題を受け継ぎつつ、本町の障がい者施策の新たな指針である「第8次雄武町障がい者計画（第8次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）」を策定するものです。

※「障がい」の表記について：障害の「害」の文字が、人によってはマイナスイメージを受けるという意見があるため、法令用語や固有名詞を除いて、ひらがな表記にしています。



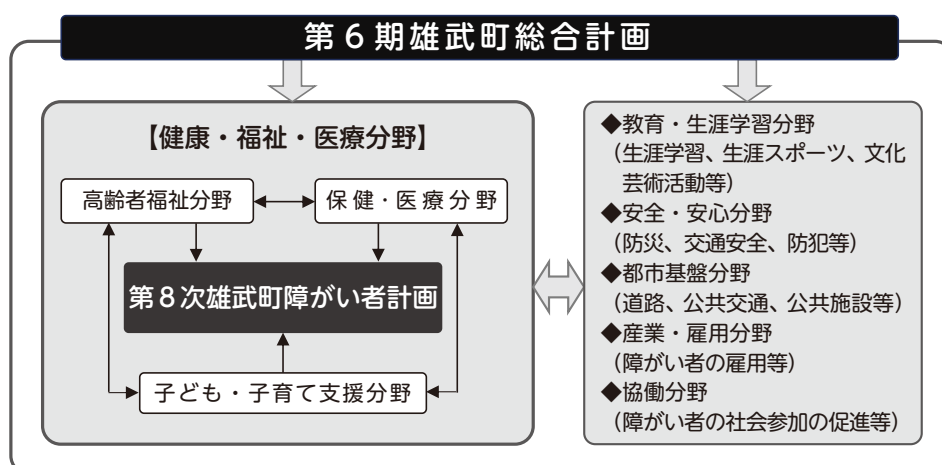
いくらすじ子

2 計画の位置づけ

本計画は障がい者の生活全般に係る計画であるため、本町における取組の継続性を保てるように、上位計画である「第6期雄武町総合計画」との整合を保ちながら、前計画との連続性、他の部門計画との整合性を確保するものです。

また、道の「第3期北海道障がい者基本計画」、「第7期北海道障がい福祉計画」（障がい児福祉計画を含む）との整合も図っています。

計画の位置づけ



3 計画の対象者

本計画の対象者は、障害者基本法の定義に基づく身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他心身の機能に障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に制限を受けている状態にある人を総称するものです。

4 計画期間

計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とします。

2 障がい者数の状況

障害者自立支援法施行当初の平成18年度以降の手帳所持者数を障がい種別にみると、身体障がい者手帳保持者は減少傾向、療育手帳保持者、精神障がい者保健福祉手帳所持者は増加傾向となっています。

障がい者手帳保持者数の推移

(単位：人)

	身体障がい者			知的障がい者			精神障がい者
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	
平成18年度	5	277	282	8	34	42	13
平成25年度	1	264	265	6	49	55	14
平成28年度	0	246	246	7	43	50	13
令和元年度	1	253	254	10	39	49	19
令和4年度	2	242	244	18	39	57	19

※各年度末

3 障がい者の生活課題

本計画の策定にあたり、令和5年10月に、障がい者団体等にアンケート調査を実施しました。主な意見は、以下のとおりです。

活動していく上での課題

- ・地域で過ごす障がい者や高齢者の居場所となる所の選択肢が少なく、誰もが集える場所、役割を持ち、生きがいを感じられる場所となる共生サロンがあればいいと思う。
- ・交流会を求める声もあるが、コロナが落ち着かずできていない。
- ・会員（現在18名）の高齢化と高齢による身体不自由による退会並びに新会員の加入がほとんどなく、会員数が減少している。
- ・個人情報の関連もあり、現会員からの情報発信並びに新会員加入促進が難しい。
- ・親も高齢化やコロナ禍だったこともあり、集まって交流することができていない。
- ・活動が難しくなっている。

課題解決に向けた方策

- ・小さな町だから、できることを実現できる町だと思うので、高齢・障がい・児童が気軽に相談できる所（現行では社協?）、ワンストップで対応できる所を充実させていき、資源の少なさをカバーしていくことが住みやすさにつながると思う。
- ・もう少し様子を見ていく。
- ・町の福祉給付課に障がい者手帳交付時等に会員募集のチラシを配布してもらっている。
- ・他の障がい者団体との協力した活動。

その他の意見・要望

- ・福祉課（本庁舎）の入口にコンシェルジュがいてくれると親しみやすくなると思う。
- ・障がい者団体の交流で、現場把握や意見交換の場があるといいと思う。

4 第8次障がい者基本計画

1 基本理念

ともに支えあい、 自立と社会参加を実現するふるさとづくり

障害者基本法が掲げる「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会」の実現をめざし、ノーマライゼーション^{*1}、インクルージョン^{*2}の精神に基づき、着実に歩いていくことが求められます。

このため、これからも障がいのある人が障がいのない人と同じように、雄武町民の一員として、自らの能力を活かし、活躍できる環境を整備するとともに、住み慣れた地域で自分らしく充実した人生を過ごすことができるよう、第7次雄武町障がい者計画の基本理念である「ともに支えあい、自立と社会参加を実現するふるさとづくり」を継承し、7つの分野ごとの基本目標に沿った施策を推進します。

※1 ノーマライゼーション：通常、語句説明では「障がい者など社会的に不利益を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方」であるとされている。

※2 インクルージョン：障がい者だけでなく、すべての人が社会のあらゆる場面に参加し、それぞれの能力を最大限に活かす機会を持つことをめざす概念である。

2 基本目標

本計画では、分野ごとの基本目標を以下のとおり掲げます。

基本目標1 ふれあいあふれるふるさとづくり・・・啓発・広報

障がいの有無に関わらず、地域で共に生きる「ノーマライゼーション」の理念は、障がい者施策を推進する上での基本となります。

家庭や地域、学校、会社などあらゆるところで、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、すべての町民がお互いに尊重しあい、ノーマライゼーションの理念や障がいへの正しい理解が深まるように、様々な媒体の活用や、多様な機会を通じて啓発活動を推進していきます。

基本目標2 健やかに暮らせるふるさとづくり・・・保健・医療

障がいなどの予防と早期発見、療育、治療、医学的リハビリテーションは、心身機能の維持・回復のみならず、その後の社会生活に大きな効果があると考えられます。

障がいの原因の一つとなる疾病等の予防、早期発見・早期療育・治療を図るとともに、障がい者の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と密に連携しながら、ライフステージ^{*}や心身の状況に応じた保健・医療・医学的リハビリテーションの提供に努めていきます。

※ライフステージ：人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階のことをいう。

基本目標3 安心して生活を送れるふるさとづくり・・・生活支援

障がい者ができる限り住み慣れた地域で生活できるようにするためには、障がい者の日々の生活を支援するとともに、介護者の負担軽減を図ることが重要です。

関係機関が相互に連携しながら、包括的な相談支援を進めるとともに、地域活動の核となる地域活動支援センターココカラの活動の推進を図ります。また、障害者総合支援法による自立支援給付・地域生活支援事業をはじめ、各種生活支援サービスの充実を図り、一人ひとりの生活の質（QOL）の向上を図っていきます。

基本目標4 地域で育むふるさとづくり・・・教育・育成

障がいのある子どもが地域で共に学び、育つことは、その子どもの将来の生活を豊かにするためにとても重要です。

そのため、地域の学校・こども園、障がい児福祉サービス事業所、専門療育機関等が連携しながら、障がいの状況や特性、発達状況等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす教育・保育・療育の推進を図ります。

基本目標5 はつらつと働き、活動するふるさとづくり・・・雇用・就業

障がい者が地域ではつらつと働き、活動することは、経済的自立のためだけでなく、主体的に生きがいある生活を送るために重要です。

行政自らが障がい者の雇用に努めるとともに、民間事業所での雇用を積極的に促進し、障がい者の就業の拡大を図ります。また、地域活動支援センターココカラにおいて、福祉的就労の機会の確保を図るとともに、労働部門と福祉部門が連携しながら、障がい者が就業や通所を安定的に続けていくための生活支援に努めます。

基本目標6 安全で人にやさしいふるさとづくり・・・生活環境

障がい者が、地域で安全に安心して暮らしていけるよう、地域ぐるみで障がい者を災害や犯罪等から守る支えあいのネットワークづくりを図ります。また、バリアフリー、ユニバーサルデザイン[※]の生活空間づくりに向け、住宅や公共公益施設、道路、交通機関などの環境整備に努めます。

※ユニバーサルデザイン：ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

基本目標7 いきいきと活躍できるふるさとづくり・・・学習・スポーツ、社会参加の促進

多様な場に社会参加し、活躍できるしくみづくりは、地域で暮らす障がい者の大きな願いです。

生涯学習活動やスポーツ・レクリエーション活動、まちづくり活動など、幅広い活動に参加するための条件整備を進め、障がい者一人ひとりの個性や能力が発揮できる環境づくりに努めます。

5 第7期障がい福祉計画

1 基本目標

第7期障がい福祉計画では、3つの基本目標を掲げ、その実現をめざします。

基本目標1 自己決定の尊重と意思決定の支援

「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいの種別や程度に関わらず、障がい者が自ら居住場所や受けるサービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていける環境づくりを進めます。

また、判断能力が不十分、判断するための社会的体験が不十分、周囲の偏見などによって、決定の表出を抑えるなど、自己決定が困難な場合においても、支援者や環境との相互作用の中で、意思決定の支援を図ります。

基本目標2 適切なケアマネジメントによるきめ細かなサービスの提供

サービス提供にあたっては、障がい者の心身の状況や生活課題などのアセスメントに基づき、適切なケアマネジメントを行い、町内または近隣市町村の福祉資源を最大限に活用しながら、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病など、障がい種別によらないきめ細かなサービス提供を進めます。

基本目標3 地域生活移行の推進と就労支援の強化

身近な地域における日中活動の場や生活の場を充実することにより、入院者・入所者の地域生活への移行を進めるとともに、自立支援の観点から、就労支援の強化を図ります。

2 成果目標

第7期障がい福祉計画では、6つの成果目標を掲げ、その達成に向けた施策を推進します。

成果目標1 福祉施設入所者の地域生活移行

「施設入所者数の削減目標」、「施設から地域生活に移行する人数の目標」をそれぞれ1人と設定します。

●「福祉施設入所者の地域生活移行」の数値目標

項目	数値目標
令和8年度末時点の入所者数	15人
入所者数の削減目標	1人(6.3%)
計画期間内に入所から地域生活に移行する人数の目標	1人(6.3%)

成果目標2 地域生活支援拠点等の整備目標

7期計画の目標は、西紋圏域で1か所の整備を目標に掲げます。

成果目標3 福祉施設から一般就労への移行

令和8年度中における一般就労移行者1人を目標に掲げます。

●「福祉施設から一般就労への移行」の目標

項目	数値目標
令和8年度中に福祉施設から一般就労に移行する人の数	1人

成果目標4 相談支援体制の充実・強化等

相談支援事業所において、関係機関と連携しながら、基幹相談支援センターが担う業務である「総合的・専門的な相談支援の実施」や「権利擁護・虐待の防止」などの業務を推進していきます。

成果目標5 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組の体制構築

障害福祉サービスの報酬請求・審査支払等に関する研修等に積極的に参加するとともに、令和5年9月から障害福祉業務総合支援ソフトを導入したことにより、適正な事務の執行を図ります。また、適正な事業運営の確保とサービスの質の向上に努めます。

成果目標6 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

以下の目標掲げ、既存の地域ケア会議において、その達成に努めます。また、「精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助」については、利用が必要なケースが生じた場合は、着実に対応していきます。

●「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」の数値目標

項目	数値目標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間開催回数	3回
協議の場への保健、医療、福祉、介護の関係者、当事者、家族等の年間参加者数	19人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の年間実施回数	1回
精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の月平均利用者数	新規に利用が必要なケースに着実に対応

6 第3期障がい児福祉計画

1 基本目標

第3期障がい児福祉計画では、3つの基本目標を掲げ、その実現をめざします。

基本目標1 地域ぐるみの療育・発達支援の推進

子どもの障がいや発育・発達上の課題について、保護者の「気づき」の段階から、適切な時期に専門的な支援へつながるよう、保健、福祉、医療、保育・教育の各部門が連携し、一人ひとりの状況に応じた療育・発達支援を推進していきます。

基本目標2 重度障がい児支援の強化

重症心身障がい児、医療的ケア児、重度自閉症児など、重度障がい児が、社会とつながり、周囲の人々と共感しながら、健やかに生活していけるよう、地域での支援体制の強化を図ります。

基本目標3 保護者支援の強化

障がい児の保護者の介助による肉体的・精神的負担を軽減し、保護者が家庭や地域で健康的・文化的な生活を送れるよう、保護者支援機能を強化していきます。

2 成果目標

第3期障がい児福祉計画では、6つの成果目標を掲げ、その達成に向けた施策を推進します。

成果目標1 児童発達支援センターの設置

「西紋こども発達支援センター」を活用し、本町在住の障がい児と保護者が利用しやすい環境づくりを推進します。

成果目標2 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

町外の事業所の協力を得ながら、障がい児が支援を受けられる体制づくりに努めます。

成果目標3 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

西紋圏域で重症心身障がい児への支援を提供できるよう、関係市町村で連携し、児童発達支援事業所の参入を促進します。

成果目標4 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保

西紋圏域での重症心身障がい児のサービスの提供に向け、関係市町村で連携し、放課後等デイサービスの参入を促進します。

成果目標5 医療的ケア児支援の協議の場の設置

医療的ケア児への支援が必要なケースがあった場合には、随時、協議の場を設置していきます。

成果目標6 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう関係市町村で連携し、西紋圏域でのコーディネーターの配置をめざします。

第8次雄武町障がい者計画

- ❖ 第8次障がい者基本計画
- ❖ 第7期障がい福祉計画
- ❖ 第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

発行：雄武町 企画・編集：福祉給付課
〒098-1792 北海道紋別郡雄武町字雄武700番地
TEL：0158-84-2023 FAX：0158-84-4497
E-mail fukushi@town.oumu.hokkaido.jp